

宇都宮短期大学の目的の変更について（届出）

26須短第5号
平成26年12月15日

文部科学大臣

下村博文殿

学校法人 須賀学園

理事長 須賀 淳

このたび、下記の事項について、学校教育法施行規則第2条の規定により、
別紙書類を添えて届け出ます。

記

宇都宮短期大学の短期大学の目的の変更